

別表

対象施設	交付基礎単価	単位
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	大阪府知事通知による配分基礎単価	定員数
介護医療院		※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。
養護老人ホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		施設数

ただし、「大阪府知事通知による配分基準単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について」の別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表 2 に定められている「配分基準単価」とする。